

前橋市監査委員公表第17号

前橋市長から出資団体及び公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年1月28日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	田	村	盛	好
同	阿	部	忠	幸
同	金	井	清	一

出資団体監査結果に係る措置通知書

措置日 令和3年1月15日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：公立大学法人前橋工科大学】</p> <p>5 前橋工科大学施設の維持保全について（指摘事項）</p> <p>前橋工科大学4号館において、屋上の天窓に嵌め込まれた窓ガラス材に複数か所のひび割れが見受けられた。</p> <p>固定資産等管理規程第6条第2号及び第9条において、財産管理者は、建物などの固定資産の維持及び保全を行い、固定資産に修繕の必要があると認めるときは、必要な措置を講じなければならないと規定しており、損傷した当該窓ガラス材について、早期に修理しないと落下による事故や損害が生ずるおそれがあることから、管理規程にのっとり適切な維持保全の措置を講じられたい。</p> <p>【監査対象所属：行政管理課】</p> <p>1 前橋工科大学施設の維持保全について（指摘事項）</p> <p>前橋工科大学4号館において、屋上の天窓に嵌め込まれた窓ガラス材に複数か所のひび割れが見受けられた。</p> <p>財務規則第184条第1項第2号では、主務課長はその事務を所掌する公有財産について、常に維持保全状況の適否を把握し、適切な措置を講じなければならないと規定しており、損傷した当該窓ガラス材について、早期に修理しないと落下による事故や損害が生ずるおそれがあることから、財務規則にのっとり適切な維持保全の措置を講じられたい。</p>	<p>4号館屋上の天窓に嵌め込まれた窓ガラス材は複層構造材となっており、ひび割れが生じている部分は中間層のポリカーボネイト板である。修繕の緊急性については、市有施設を統括的に管理している資産経営課に相談したところ、喫緊において落下又は飛散する可能性は低いとの判断であった。</p> <p>今後も日常点検時にガラスの劣化状況を重点的に確認することで、落下による事故や損害の発生を防ぎ、修繕手法、時期等については、設立団体である前橋市と協議しながら進めていく。</p> <p>施設の維持管理は、「建物使用貸借契約書」に基づき、公立大学法人前橋工科大学が行うこととしており、市の予防保全計画推進プログラムに基づき施設点検を実施し、毎年結果報告を受けている。大学に対しては、適正な維持管理のため引き続き施設点検をこまめに実施するよう依頼した。</p> <p>なお、資産経営課に確認したところ、今回の窓ガラス材は複層構造材となっており、ひび割れが生じている部分は中間層のポリカーボネイト板であること、また修繕の緊急性については、喫緊において落下又は飛散する可能性は低いとの判断であったため、修繕を先送りとした。</p> <p>今後、劣化状況に変化が生じた際には、大学と修繕方法や時期等について協議し、安全確保に努める。</p>

公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

措置日 令和2年12月25日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：公園管理事務所】</p> <p>2 協定事項等について（指摘事項） 前回の監査において、市と指定管理者における認識不足や双方の見解の相違などにより、指定管理業務仕様書にのっとった運用が行われていないものがあり、協定事項や仕様内容について精査するよう要望したところであるが、協定事項等の見直しが不十分な状況であり、現状では前例踏襲により業務が行われている。 安定的かつ効率的な施設運営の継続を最優先しながら、現状にそぐわない協定事項等については早急に見直しを行うなど、適正な指定管理業務が行われるよう改善されたい。</p> <p>3 指定管理者が使用する備品について（指摘事項） 指定管理者が使用する市有備品において、指定管理者に対して、備品一覧表の提示を行っていなかった。また、財務規則で規定する備品確認の状況も不十分であった。さらに、備品の実査を行ったところ、所在が不明なもの、表示標の貼付がないものなどが見受けられた。 公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書にのっとり指定管理者に対して適正な備品管理を行うよう指導するとともに、市所管課として財務規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>6 回数利用券の精算について（指摘事項） 平成28年度から平成30年度までの期間に使用された回数利用券の精算において、年度協定書では、使用された枚数に応じた金額を請求に基づき支払うと定めているが、利用実績があるにもかかわらず、その支払を行っていなかった。 指定管理者に対して早急に請求書の提出を求め、年度協定書にのっとり支払われたい。</p> <p>7 土地の賃貸借契約について（指摘事項） ふれあい館駐車場用地等の土地の賃借において、平成30年度以降、賃貸借契約を締結しておらず、賃借料の支出も行っていない。 早急に契約締結の手続きを進めるなど、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>【監査対象団体：公園管理事務所】</p> <p>協定事項等については、令和3年度からの指定管理者の公募を行うに当たり、仕様書の見直しを行った。また、指定管理者が決定した際には、市と指定管理者の共通認識のもと仕様書の再見直しを行いながら、協定事項等を詰めていくことを決定した。</p> <p>指定管理者が使用する備品については、指定管理者とともに実地調査を行い、現状を確認するとともに、適切な管理を行うよう指導した。また、不用備品等の整理を行い、指定管理者に対して最新の一覧表の提示を行った。</p> <p>回数利用券の精算については、指定管理者と対象年度の回数利用券の使用状況を再確認し、請求額を確定させ、それを基に請求を受け、支払いを行った。</p> <p>土地の賃貸借契約については、相手方と無償使用の確認ができたため、土地の使用に関する覚書を締結した。なお、その有効期間は、平成30年4月1日から令和5年3月31日までとし、遡って適用することとした。</p>